

真岡市デマンド交通（いちごタクシー）システム更改業務における公募型プロポーザル

質問回答書（1月13日修正版）

真岡市総合政策部総合政策課

令和4年1月13日公表

番号	書類名・ページ 項番号	質問事項	回答
1	仕様書 P.4 8 (4) ネットワーク機器設備	予約センター内の既存インターネット回線は使用可能でしょうか。	既存のインターネット回線は使用可能です。 ただし、ルーター、配線、その他提案者が提案するシステムを運用するにあたって必要な機器・設備については、提案者が設置することを想定しています。
2	仕様書 P.6 9 (2) キ) ②災害等への対策	「地震、風水害、停電等への適切な対策」とあります が、どのレベルの対応が必要でしょうか。緊急時においてもできる限り運用可能とするのか、あるいは緊急で電源が失われた際ににおいてシステムに障害が出ないように安全にシャットダウンすれば良いのか、想定するレベル感をご教示ください。	地震のレベルについては震度7、風水害については突風や洪水に影響を受けることがないレベルを求めており、停電については停電によりクラウドサーバーや格納施設そのものが原因となることによって、システムの運用に支障をきたすことが無いレベルを求めております。 オペレーターが使用するノートPC端末については、バッテリーが内蔵されていることを想定しており、電源が失われた場合であっても、安全にシャットダウンできる時間が確保できるものと想定しておりますが、提案者が提案するシステム・機器を使用するにあたって、無停電電源装置(UPS)等の設置を行うなど、追加で対策を行う必要がある場合には、提案者の提案により整理するものとします。 前提として、予約センターにおいて電源が失われている間はシステムを運用しない（予約受付やその他の作業は行わない）ものとし、予約センターにおいて停電が解

			<p>消された際には、速やかにシステムを運用できる環境であること想定しております。</p> <p>なお、災害等の緊急時においても、安全が確保される状況であれば可能な範囲において運行を行う予定です。</p>
3	仕様書 P.6 9 (2) ク) その他、運用に必要な機能を有すること	運用にあたり適切なその他の機能について、現時点で想定しているものや将来的に必要になると想定される機能があればご教示ください。	<p>システムの要件として、資料1に示す現在の運行内容に照らし合わせ適切に使用することと、汎用性が高く、運行ダイヤ、区域、台数等の運行内容の見直しに対しても柔軟に対応できるものを求めております。</p> <p>また、仕様書の「P.8 (8) その他」にあるように、福祉車両の導入や運行日に土曜日を追加することについては想定をしています。</p> <p>現時点で想定される事項については仕様書や資料1に定めておりますが、ご質問の「9 (2) ク) その他、運用に必要な機能を有すること」においては、仕様書で想定している他、いちごタクシーを運用するにあたって、提案するシステムが適切に対応できるものであることを求めております。</p>
4	資料1「現在のいちごタクシーの運用内容」 P.2 2 (5) 運行エリア	二宮地区から大内地区間の移動不可制限について、理由をご教示ください。また、今回のシステムにおいても同様の制限が必要でしょうか。	<p>現在のいちごタクシーは、行きの便を8時から1時間毎、帰りの便を8時30分から1時間毎に区切っていることから、出発地から目的地間を概ね30分以内に運行することを前提しており、二宮地区から大内地区間では30分を超えてしまうことが想定されるため、移動不可としています。</p> <p>また、導入するシステムが最も有効な形で運用が図られるよう、二宮地区から大内地区的移動不可の撤廃などの運行内容の変更については、提案者の提案により整理するものとします。</p>

5	資料 1「現在のいちごタクシーの運用内容」 P.4 3 その他	各資料について、閲覧もしくは貸与の方法をご教示ください。	真岡市プロポーザル参加表明書（様式第 2 号）の提出時に、真岡市デマンド交通に係る資料の貸与に関する覚書（様式第 8 号）をあわせて提出してください。 確認後、速やかにメールにて各資料を送付します。 なお、各資料のデータ様式は下記のとおりです。 (1)～(4) CSV (5)、(6) PDF
6	実施要領 P.1 2 (4) 契約限度額	初期費用だけではなく、契約期間中の維持管理費用を含む額という理解でまちがいないでしょうか。	ご認識の通りです。
7	実施要領 P.6 6 審査方法法等	契約候補者の選定は、第一次選考の 30 点と第二次選考の 70 点の合計点 100 点満点で選定されると考えてよいでしょうか。	ご認識の通りです。
8	仕様書 P.3 7 (5) いちごタクシーの運用内容の見直しに関する助言	貴市の現在の運行状況の確認はいちごタクシーの運用内容（資料 1）及び運行データ CSV より行うという認識で宜しいでしょうか。例えば、参加表明書提出前に疑問点のヒアリングを直接実施させていただくことは可能でしょうか。	ご認識の通りであり、本プロポーザルの実施にあたり、ヒアリングを実施することは想定していません。
9	仕様書 P.4 8(4) ネットワーク機器・設備	必要なネットワーク機器・設備とは具体的に何を指しますでしょうか。	ルーター、配線、その他提案者が提案するシステムを運用するにあたって必要な機器・設備については、提案者が設置することを想定しています。 ただし、インターネットの使用料は発注者の負担となります。
10	仕様書 P.7 13(4) 成果品等の帰属について	例えばパッケージ化されたシステムを提供する場合、そのパッケージも貴市に帰属する形でしょうか。	仕様書「10 成果品」で定める成果品及びシステム運用で得た運行データ等、本業務によって得たものについては、すべて市に帰属するものとしておりますが、導入されたシステムの知的財産権は市に帰属するものとして想定していません。

			また、提案者が提案するシステムや機器・設備が所有権移転を定めないリース契約によって提供される場合などについても、これらを市の帰属にするものとはいたしません。
11	様式第4号（業務実績一覧表）	参加表明書提出書類の業務実績一覧表について、「官公庁発注事業における業務の受注実績」とありますが自治体のデマンドの運行を受託している交通事業者とシステム契約をして、その交通事業者がシステムを使って自治体のデマンドを運行している場合も業務実績として記載しても宜しいでしょうか。	官公庁発注の事業に加え、地方公共団体からデマンド交通を受託している交通事業者や補助金を受けてデマンド交通を行う団体等に対し、システムの提供を行っている場合についても、業務実績として記載してもよいものとします。
12	その他	システムのご提案をさせていただくにあたり、現在のいちごタクシーのコールセンターの見学をさせていただくことは可能でしょうか。	<p>下記の日時にて見学会を実施します。 希望する場合は、別紙を1月18日（火）午後5時までに、実施要領の2(6)の担当部署へメールにてご提出ください。参加者が確定後、19日（水）にメールにて詳細の日時を連絡します。</p> <p>なお、確認できるのは建物の構造や広さ等とし、現在のシステムの運用画面についての確認を行うことはできません。</p> <p>【見学会日時】 令和4年1月22日（土）午後2時から ※1事業者あたり15分程度。 (参考資料) いちごタクシー予約センター平面図</p>